

消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案に関する意見公募手続の結果について

令和6年9月19日

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ

製品安全課

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令案」について、令和6年8月15日から同年9月13日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。

(なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。)

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	<p>現在、中国産品を中心に、国の安全基準を満たさない、あるいは事前の安全検査等が行われていない製品が、世界中から日々流入しています。</p> <p>特に、SHEIN、TEMU、ALIEXPRESS のようなところで日本の個人向けに販売される商品、また日本国内の事業者がそういったところから事業目的で仕入れ販売する商品、については、非常に懸念があります。</p> <p>韓国ソウル市が実施した抜き打ち検査では、多くの商品に基準値を大幅に上回る発がん性物質が検出されたこともあります。</p> <p>仮に健康被害や火災などの問題が生じた際、中国などの国外にいる事業者に責任を負わせることは非常に困難です。そのため、取引デジタルプラットフォームに対する連帯責任制の導入（海外事業者未払いの場合は取引DPFが費用負担）、SHEIN、TEMU、ALIEXPRESS のような海外に拠点を置く取引プラットフォームへの規制強化（ルールを守れない場合の輸入差し止め）などをご検討ください。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>令和6年度の通常国会で成立した消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和6年法律第六十七号）では、御指摘のような海外に拠点を置く取引デジタルプラットフォームを通じた取引を含め、国内の消費者が海外の事業者から直接製品を購入した際に、製品の安全に責任をもつ者として、海外の事業者を明確化しました。</p> <p>また、上記法律では、取引デジタルプラットフォームを運営するオンラインモール事業者に対して、出品削除要請、製品回収への協力、消費者に対する情報提供への協力等の責務規定を設けました。</p> <p>法改正だけではなく、今後の執行も含めて、製品事故を未然に防止し安全な製品が流通する環境の整備を目指していきます。</p>